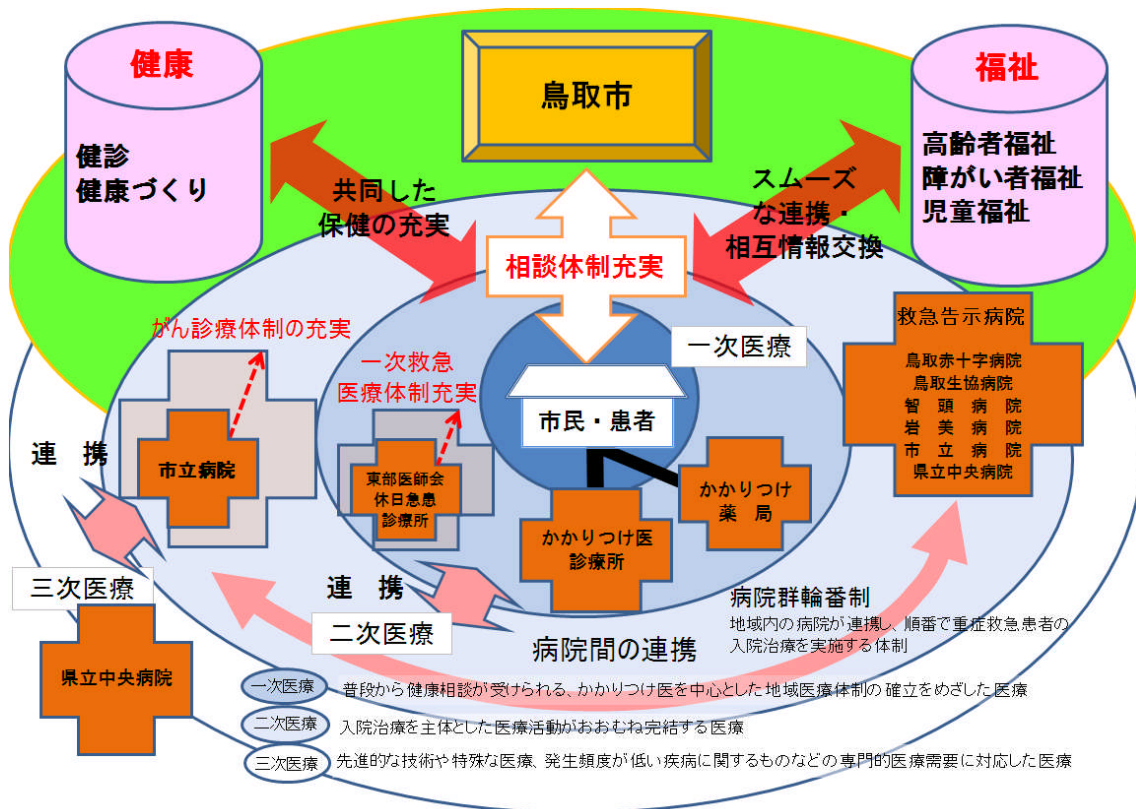


施策1 保健、医療、福祉の連携強化

(1) 現状と課題

- 日本人の死因の第1位はがんであり、3人に1人はがんで死亡しています。今後も高齢化の進展に伴い、がんによる死亡者数の増加が懸念されおり、がん医療水準の均てん化¹が求められています。
- 高齢化の進展や食生活、飲酒、運動不足などの生活習慣に起因した糖尿病・高血圧症などの疾病の増加に伴い、市民の健康を守るための保健、医療、福祉の切れ目のないサービスの提供を可能とする体制づくりが求められています。
- 単身世帯の高齢者や介護や支援を必要とする高齢者が増加しています。また、在宅の高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送るために、地域全体で高齢者や障がいのある人を支え、保健、医療、福祉が連携した支援やサービスを提供することが課題となります。
- 市民一人ひとりの命と暮らしを支えるためには、市民の主体的な取組みとともに、保健、医療、福祉機関が個別に持つ情報を共有するなど効果的な連携・協力体制を強化する必要があります。
- 地域での医師不足は日本全体の大きな課題となっています。医師の確保対策や医療機関同士の相互連携と、かかりつけの診療所の利用や適切な救急医療へのかかり方などによる市民一人ひとりの力で、地域医療を守る必要があります。



(2) めざす方向

保健、医療、福祉の垣根を越えた適切な支援やサービスの充実と連携強化により、乳幼児から高齢者まで、市民一人ひとりが健康に暮らせるまちをめざします。

¹均てん化：生物が等しく雨露の恵みに潤うように、各自が平等に利益をうること。医療においては、一定水準以上の医療技術が日本全体で広くあまねく受けられるようになること。

3 笑顔があふれ 心やすらぐまちづくり

政策 1：健康を守り、いきいきと元気に暮らす

施策 1：保健、医療、福祉の連携強化

(3) 施策の主な内容

① 保健、医療、福祉連携の推進体制の整備

- ・ 各地区保健センターや各地域包括支援センターの相談体制を充実させ、保健、医療、福祉の関係機関が情報を共有し、連携・協力関係を強化することで高齢者や障がいのある人はもちろん、すべての人が安心して利用できるよりよい支援体制を検討します。
- ・ 定期的な健診の受診促進と経年的な健診結果に基づく効果的な保健指導により市民の健康を守るために、地域、職域の連携体制を整備します。
- ・ 子どもの発達に関する相談及び支援体制の充実を図るため、保健、医療、福祉、教育が連携して取組むとともに、発達障がい等に関する切れ目のない支援体制を整備します。(再掲)

② 地域医療体制の充実

- ・ 地域がん診療連携拠点病院¹を中心とした、がん対策やがん治療体制の充実に努めます。
- ・ 手術や入院治療を中心とする医療機関(二次医療)とかかりつけの診療所や開業医(一次医療)との連携(病診連携)や二次医療機関同士の連携(病病連携)を強化し、地域内の各医療機関がその機能を最大限に発揮しつつ、相互連携により地域全体で継続的かつ効果的、効率的に医療を提供できる体制を強化します。
- ・ 国、県などの関係機関と連携して市民にがん予防に関する正しい知識を普及啓発します。
- ・ 佐治町国民健康保険診療所への鳥取県からの医師派遣の継続など、地域の身近な医療機関の安定運営に努めます。



PET/CT 検査²

(4) 成果目標

指標名	基準値	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
「疾病予防対策・医療サービス」に対する市民満足度	53.5% (平成 21 年度)	→	→	→	70%	→

(指標の説明) 市民アンケート調査で中程度の評価より高い回答をした市民の割合。

¹地域がん診療連携拠点病院：がん患者の生存率を高める目的で全国に整備された病院のことで、各地域の医療機関の中からがん診療の基準を満たしている病院を県が推薦し、国が認可する形で指定するもの。

²PET/CT 検査：がんの早期発見と転移・再発のチェックなどがんの診療に威力を発揮する検診装置で、がんの早期発見、一度に全身を検査できる、身体への負担の少ない検査などの特徴がある。

施策2 健康づくり、疾病予防の推進

(1) 現状と課題

- 心と身体の健康は、豊かな人生を支える基本であり、健康で生きがいを持った心豊かな生活を送ることができる「健康寿命¹の延伸」が求められています。
- がんや糖尿病など生活習慣病対策には、予防と早期発見・早期治療が重要です。そのためには、市民一人ひとりが、健康づくりや生活習慣病予防の必要性を認識するとともに、健診を受診するという行動につなげる取組みが必要となります。
- 市民が身近な地域で、気軽に健康づくりに参加できるしくみづくりを進めることにより、健康への関心を高め、疾病予防・介護予防を推進する必要があります。
- 今後も、市民の主体的な健康維持・増進の取組みを支援するとともに、生活習慣病予防を目的とした、保健事業や健康相談体制の充実などが必要です。
- 自殺者数が全国平均と比べ高い状況にあり（10万人あたり自殺者数 鳥取県 28.1人 全国平均 25.8人 2009年鳥取県警統計）、心の健康づくりや相談体制の充実といった予防策に取り組む必要があります。



しゃんしゃん体操

(2) めざす方向

市民が健康づくりや疾病予防、介護予防に自発的に取り組める環境を整え、自らが健康を守り、いつまでもいきいきと元気に暮らせるまちをめざします。

¹健康寿命：日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

(3) 施策の主な内容

① 健康づくりの推進

- ・ 健康づくりや健診受診率の向上を図るための新たな「市民健康手帳」を導入します。
- ・ がんや糖尿病など生活習慣病予防対策（運動、食習慣、歯の健康、禁煙対策）の推進を強化します。
- ・ 特定保健指導¹など、健診結果をもとに自分の生活習慣を見直し、自らの健康づくりを考える場を提供します。
- ・ 地域において主体的に健康づくりに取り組む健康づくり地区推進員、食生活改善推進員、しゃんしゃん体操普及員の活動を支援します。
- ・ 生涯にわたって健全な食生活を実践し、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育ていくために、あらゆる世代において食育を推進します。

② 疾病予防の推進

- ・ 成人、母子、高齢者の健康相談窓口を充実します。
- ・ 各種予防接種を実施し、病気を予防する対策を推進します。
- ・ 生活習慣病予防に関する正しい知識を普及啓発します。

③ 特定健診²、がん検診の推進

- ・ 特定健診、がん検診などの未受診者対策を推進するなど、受診者の増加に努め、疾病の早期発見を図ります。
- ・ 特定健診、がん検診、特定保健指導などについて、無料クーポン券の配布や休日実施など市民が受けやすい体制を整備します。
- ・ がん検診の精密検査受診率を向上させ、がんの早期発見を推進します。

④ 介護予防対策の推進

- ・ 介護予防教室等を開催し、介護予防・認知症対策を推進します。
- ・ 高齢者の健康相談を実施し、健康維持を図ります。

⑤ 心の健康づくりの推進

- ・ うつ病などの心の病気に対する対策を推進し、自殺予防を図ります。
- ・ 心の健康づくりに関する知識の普及や啓発に努めます。
- ・ 地域の人々がお互いに心をかよわせ助け合う、ふれあいのある地域づくりを推進します。

(4) 成果目標

指標名	基準値	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
胃・肺・大腸がん検診受診率(%)	29.5	30	35	40	45	50
子宮・乳がん検診受診率(%)	26.5	30	35	40	45	50
特定健康診査受診率(国保)(%)	49.0	57	65	65	65	65
特定保健指導実施率(国保)(%)	31.0	39	45	45	45	45
がん検診の精密検査受診率(%)	82.8	85	86.5	88	89	90

(指標の説明) 基準値は、平成 22 年度の推計値。ただし、「がん検診の精密検査受診率」は平成 21 年度実績値。

指標名	基準値	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
介護予防対象者の把握率	23.3% (平成 22 年度推計値)	65.0%	67.5%	70.0%	72.5%	75.0%

(指標の説明) 65歳以上で要介護・要支援の認定を受けていない人を対象に、近い将来介護が必要な状態となるおそれがある高齢者を把握するためのチェックリストの回収率。(把握率の向上は介護予防事業の効果的な実施につながります。)

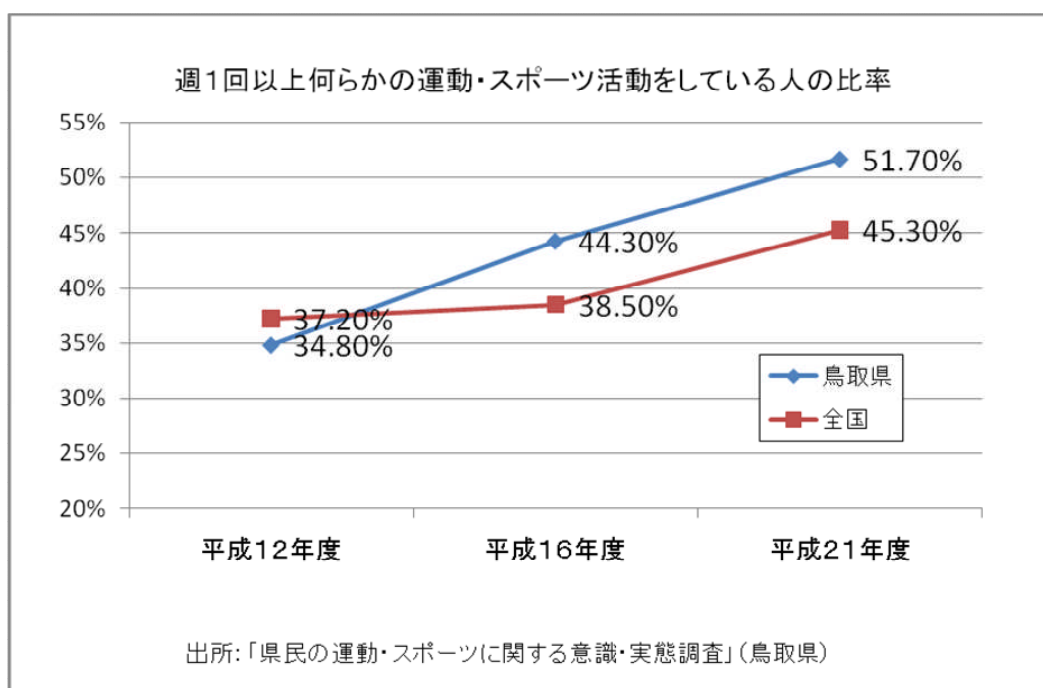
¹特定保健指導：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症の危険が高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直す支援を行うもの。

²特定健診：特定健康診査。平成 20 年 4 月より始まった 40 歳～74 歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした健診制度。通称、メタボ健診。

施策3 スポーツ・レクリエーションの振興

(1) 現状と課題

- 体力の向上、ストレス発散など市民の健康づくりに対するニーズの高まりや自由時間の増加などから、だれもがいつでもどこでも気軽に参加できる生涯スポーツやレクリエーションへの関心が高まっています。
- 各小学校区単位で運動会が実施されるなど、地域において市民が主体となった活動が展開されています。
- 学習塾など学校外の学習活動や室内遊び時間の増加など、子どもを取り巻く生活環境の変化により、子どもの体力の低下が懸念されています。
- 鳥取県をホームタウンとするプロサッカーチームガイナーレ鳥取のJリーグ¹昇格により、市民の応援気運が盛り上がっています。
- 今後も市民の主体的な活動を支援し、子どもから高齢者まで、世代や興味、関心に応じてスポーツやレクリエーションに参加できる環境づくりを促進することが必要です。



(2) めざす方向

市民がいつでもスポーツやレクリエーション活動を実践できる環境を整え、スポーツやレクリエーション活動を通じて、生涯にわたって健康で豊かな人生を送ることができるまちをめざします。

¹Jリーグ：社団法人日本プロサッカーリーグのこと。

(3) 施策の主な内容

① 「市民総スポーツ運動」の推進

- ・ 体育館などスポーツやレクリエーション活動施設の充実を図ります。
- ・ 各地域の体育会や体育指導委員など、地域スポーツを支える各種団体や人材を育成し、市民のスポーツ活動を支える体制を強化します。
- ・ 鳥取市体育協会を中心とした各種スポーツ団体との連携により、青少年のスポーツへの関心を高め、健全育成や競技人口の増加を図ります。
- ・ 市民体育祭¹やスポーツレクリエーション祭²など市民が気軽に参加できる行事の開催を推進します。

② 地域活力の創出に向けたスポーツ振興

- ・ ガイナーレ鳥取への市民の愛着を高め、応援気運を醸成するとともに、チーム活動の環境を整え、まちの魅力や活力を創出します。
- ・ 各種スポーツ大会の誘致による交流人口の拡大、地域スポーツのレベルアップを図ります。

③ スポーツ交流の推進

- ・ 姫路市、清州市（韓国）などの姉妹都市とのスポーツ交流を通じて、相互理解や友好の促進を図ります。



(4) 成果目標

指標名	基準値	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
市民体育祭参加者数	23,000 人 (平成 21 年度)	24,000 人	24,000 人	25,000 人	25,000 人	25,000 人

(指標の説明) 市民体育祭の参加者総数。

指標名	基準値	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
スポーツレクリエーション祭参加者数	1,000 人 (平成 21 年度)	1,100 人	1,100 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人

(指標の説明) スポーツレクリエーション祭の参加者総数。

指標名	基準値	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
ガイナレ鳥取 1 試合 平均観客入場者数	3,500 人 (平成 22 年度)	5,000 人	5,000 人	6,000 人	6,000 人	6,000 人

(指標の説明) 平成 22 年度 1 試合平均入場者数 3,500 人以上をめざす。

¹市民体育祭：「市民の体育の向上と体力の増進、健康で明るい生活づくり」を目的に昭和 33 年から開催。すべての市民が参加できる小学校区対抗形式の大会。

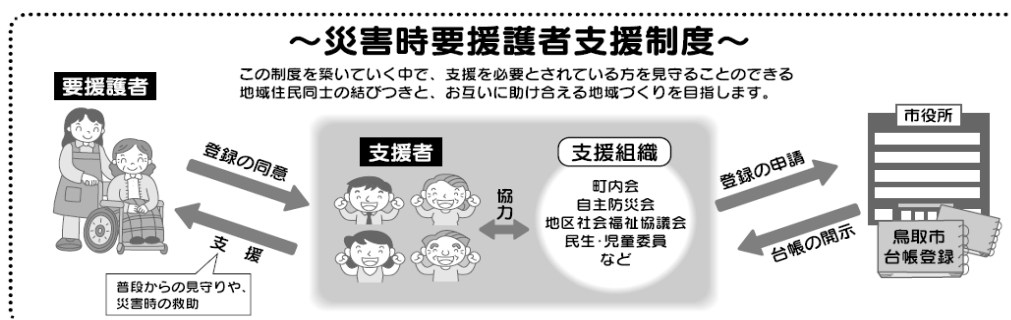
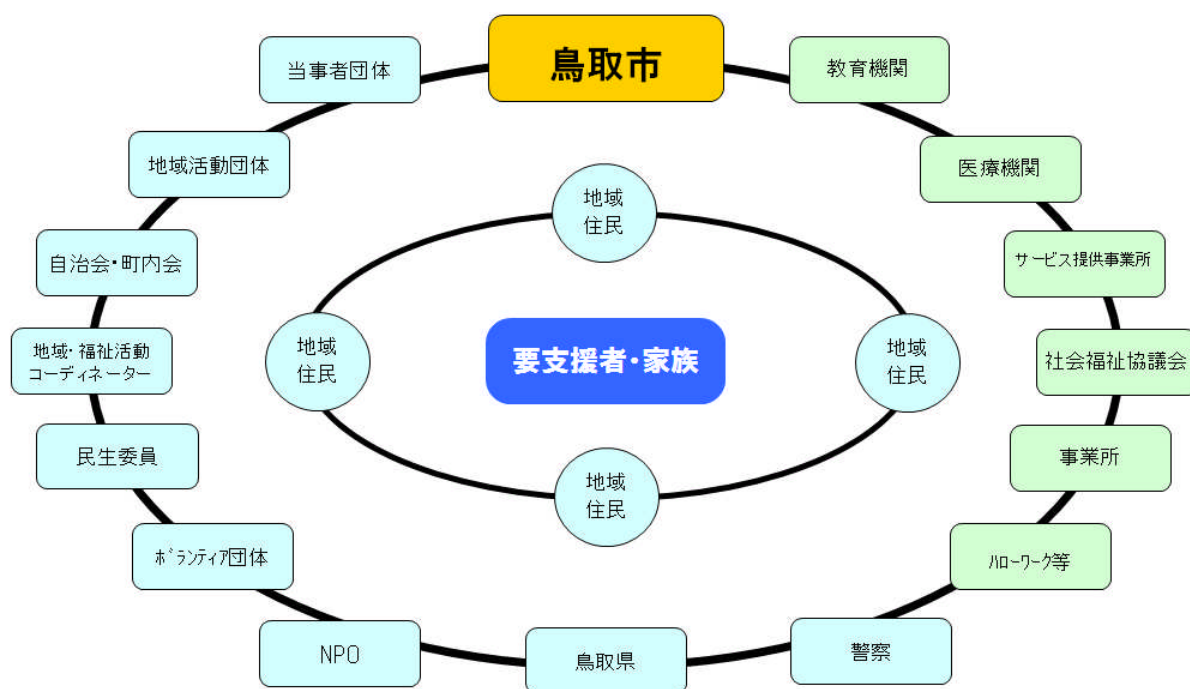
²スポーツレクリエーション祭：子どもから高齢者まで生涯を通じて市民が気軽にニュースポーツやレクリエーションを楽しみながら健康づくりと交流を深めることを目的として、平成 2 年度より開催してきたスポーツイベント。

施策1 地域福祉力の向上

(1) 現状と課題

- 少子高齢化、核家族化などの進展により、地域の連帯感が希薄化する中で、地域社会で互いに支え合いながら、だれもが愛着ある地域で安心して自立した生活を送ることが求められています。
- 高齢者や障がいのある人、子どもたちなどすべての人々が人として尊ばれ、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができる地域づくりや支援体制の充実が求められています。

【地域における自立支援ネットワークイメージ図】



災害時要援護者支援制度：地域と行政が、要援護者（災害時等に自力で避難ができない方など）情報を共有することにより、災害時における情報伝達、安否確認、避難誘導等を地域の中で受けられる体制の整備を図るための制度。

(2) めざす方向

市民や各団体がさまざまな福祉サービスの担い手となり、連携・協働できる福祉ネットワークを構築し、地域ぐるみで互いに支い合える体制づくりを進め、だれもが愛着ある地域でいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。

(3) 施策の主な内容

① 地域福祉のネットワーク化の推進

- ・ 地域・福祉活動コーディネーター¹、愛の訪問協力員、となり組福祉員などの連携強化を推進します。

② 高齢者支援サービスの推進

- ・ 高齢者のバス利用負担の軽減などによりバス利用を促進し、高齢者の閉じこもり予防と積極的な社会参加などを促進します。
- ・ 独居高齢者に対する買い物支援サービスなどを実施し、地域社会での生活を支援します。

③ 中山間地域における居住安定化の促進

- ・ 公共の福祉を確保する観点から、地域交通による移動の円滑化を図り、安全・安心な暮らしの確保に資するため、福祉有償運送²、過疎地有償運送³などの交通対策に取組みます。

④ 災害時要援護者支援制度の普及促進

- ・ 高齢者や障がいのある人などの災害時要援護者に対する支援体制を確立するため、災害時要援護者支援制度の普及を推進します。

⑤ 障がいがあっても自立できる環境の整備

- ・ 市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深め、その能力や適性に応じて自立した日常生活ができるよう地域で支え合うしくみづくりを進めます。
- ・ 日常生活の支援など、障がい福祉サービスの充実による地域生活や雇用、就労の促進を支援します。
- ・ 生涯を通じて一貫した相談、支援ができる体制を検討します。



(4) 成果目標

指標名	基準値	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地域・福祉活動コーディネーター配置地区数	10地区 (平成21年度)	12地区	12地区	16地区	16地区	22地区

(指標の説明) 地域・福祉活動コーディネーターが配置されている地区数。

指標名	基準値	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
災害時要援護者支援制度実施地区数	24地区 (平成21年度)	56地区	62地区	62地区	62地区	62地区
災害時要援護者登録人数	2,762人 (平成21年度)	6,400人	7,000人	7,000人	7,000人	7,000人

(指標の説明) 地区公民館（大郷分館を含む。）を単位とした実施地区数と登録人数。

¹地域・福祉活動コーディネーター：各地区の公民館などに拠点を置き、地域住民の相談窓口、支え合いマップの作成（地域での日常の人の動きを地図に図示し、課題を発見したり、課題の解決方法を探したりするためのもの）や介護予防のため各地域で行われているサロンの育成支援などにボランティアである人。

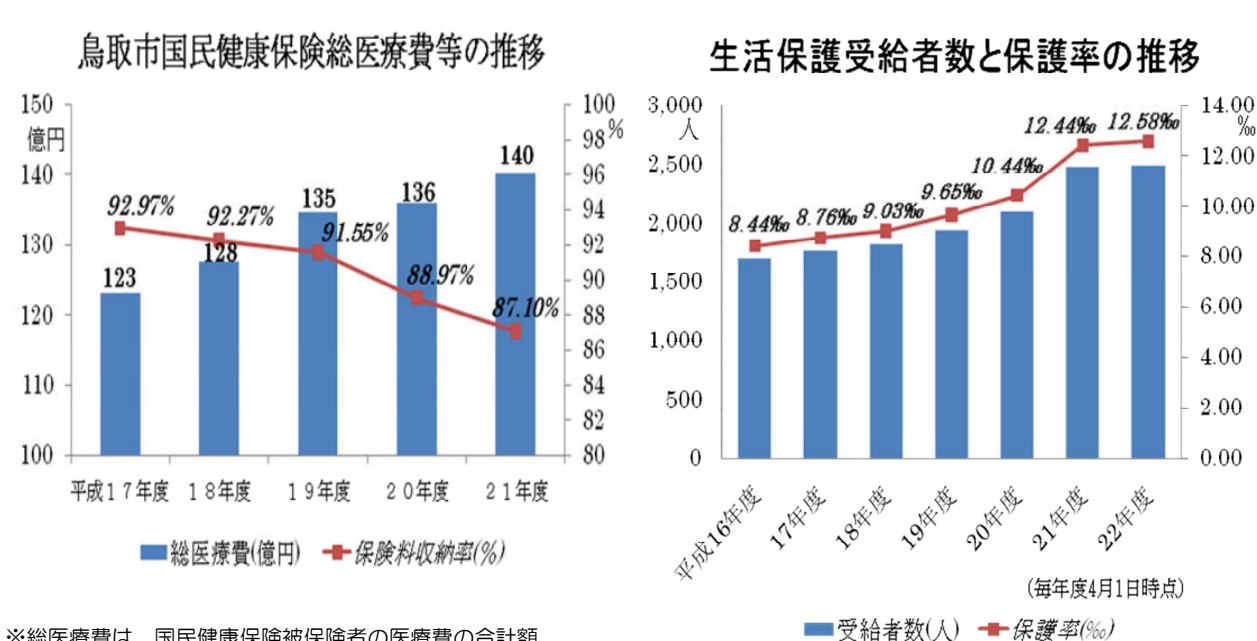
²福祉有償運送：NPO法人等が道路運送法上の登録を行い、要介護者や高齢者、身体障がい者など、一人では一般の公共交通機関の利用が困難な人を、自家用自動車（主に福祉車両）を使用して個別に輸送するサービス。

³過疎地有償運送：NPO法人等が交通空白地域や路線バスの本数が少ない過疎地域等において、自家用自動車を使用して行う運送サービス。

施策2 安心できる社会保障制度の運営

(1) 現状と課題

- 健康な生活や安心できる老後生活に不可欠な国民健康保険や国民年金、介護保険などの社会保障制度は、高齢化の進展による医療費や介護給付費の増加、無職の人や低所得の人が多く加入するなどの構造的問題を抱えており、人口減少社会において安定的運営と信頼性が確保できる強い社会保障制度としての再構築が課題となっています。
- 景気の低迷による生活困窮者の急増により、生活保護申請者数、受給者数とも激増し、各世帯の実情に応じた自立支援強化策を引き続き講じることが求められています。
- 生活保護や高齢者福祉などの社会保障に要する経費の増加が市財政を圧迫しています。持続可能な財政基盤の確立に向けて、社会保障制度の一層の安定的運営は大きな課題となっています。



※総医療費は、国民健康保険被保険者の医療費の合計額
(後期高齢者医療(老人医療)制度の対象は含まず。)
平成20年度から75歳以上の者は、後期高齢者医療制度に移行。

資料：鳥取市

(2) めざす方向

国をはじめとした各関係機関と連携することで国民健康保険制度や介護保険制度を安定的に運営し、生活保護制度との効果的な連携により、セーフティーネット¹を確立し、市民生活を守ります。

¹セーフティーネット：「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するためのしくみのこと。

(3) 施策の主な内容

① 生活保護制度の適正運営と自立支援の推進

- ・ 民生児童委員や医療福祉機関などの関係機関とより連携を深め、生活保護行政の体制を整え、真に生活保護を必要とする市民の把握に努めるとともに、生活相談、健康相談や就労相談などの適切できめ細やかな実施体制により、安定した自立生活に向けた支援を行います。
- ・ 生活保護受給者の実態に応じた適切な就労支援を通して、経済的自立を支援します。

② 国民健康保険制度と介護保険制度の安定的運営

- ・ 国民健康保険事業の広域化や後期高齢者医療制度廃止後の新制度導入などに速やかに対応するなど、市民が安心して生活できる健康保険制度の健全な運営をめざします。
- ・ ジェネリック医薬品¹の利用促進などによる医療費の適正化を図ります。
- ・ 国民健康保険料の口座振替の推進やコンビニ収納の導入検討、滞納処分の強化などにより、収納率の向上に努めます。
- ・ 介護予防施策、地域ケア、認知症高齢者対策などを推進し、介護保険制度の長期的な維持と安定的な運営を図ります。

③ 予防接種への公費助成制度の充実

- ・ 子宮頸がん²予防ワクチン及びヒブ³ワクチンなど任意の予防接種に対する公費助成制度を充実します。



(4) 成果目標

指標名	基準値	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
国民健康保険短期被保険者証 ⁴ 発行率	6.8% (平成21年度)	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%

(指標の説明) 国民健康保険加入世帯数に占める短期被保険者証発行世帯数の割合。短期被保険者証の発行率を低水準で維持し、加入者が安心して医療サービスを受けられる運営体制の確保を図る。

指標名	基準値	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
生活保護申請のうち14日以内に決定した割合	50% (平成21年度)	52%	54%	56%	58%	60%

(指標の説明) 生活困窮者に対するセーフティーネットとして、迅速な対応が求められる生活保護申請に係る決定内容等を14日以内に通知する割合を向上させる。

¹ジェネリック医薬品：成分そのものやその製造方法を対象とする特許権が消滅した先発医薬品について、特許権者ではなかった医薬品製造会社はその特許の内容を利用して製造した、同じ主成分を含んだ医薬品。

²子宮頸がん：主としてヒトパピローマウイルス(HPV)の感染が原因で子宮頸部(子宮の入口付近)に発生するがん。近年若い女性の罹患が急増している。ワクチン接種と定期的な検診受診によって予防が可能といわれている。

³ヒブ：小児における髄膜炎、肺炎、喉頭蓋炎、敗血症などの全身感染症の原因となるインフルエンザ菌b型。Hib。

⁴短期被保険者証：国民健康保険料を滞納した場合で特別な事情があるときに、通常より短い有効期間で発行される被保険者証。

施策1 地域防災力の充実

(1) 現状と課題

- 大規模化・複雑化する災害や新たな危機に対して迅速、的確に対応するため、危機管理体制の充実・強化が求められています。
- 地区防災マップの作成や災害時要援護者支援体制の整備など、地域住民が主体となった防災に対する取り組みが不可欠です。
- 防災行政無線や消防団設備などの計画的で効率的な配備・更新が課題となる中、高度化する設備や多角的に発信される災害時情報を利用する市民の対応力や防災意識のさらなる高揚が求められています。
- 危険地域からの住宅移転、市有建築物の耐震診断・改修の促進など、防災の視点に立ったまちづくりが求められています。

自主防災

自主防災組織に参加しましょう！
自主防災組織に積極的に参加し、訓練等を通じて、防災時の行動手順を理解しましょう。



地域で話し合いましょう！
災害時に協力しあえるよう、災害時に予想される事態や、援助を必要とする人たちへの支援の方法などについて地域で話し合いましょう。



非常持ち出し品を準備しましょう！
防災時に必要な持ち出し品を普段から準備し定期的に点検しましょう！



地域を点検しましょう！
家の安全点検や避難する際の危険箇所・避難経路を確認しましょう。



いざというときの備え

<p>①非常食 水と食料は3日分が目安</p> 	<p>②衣料品 上替は長袖・長ズボンで体温を保てるように</p> 	<p>③医薬品 消毒や傷の手当等応急処置ができるように</p> 	<p>④貴重品 小銭も用意して</p> 	<p>⑤備品 ラジオで正確な情報収集を。電池も忘れずに。 年々一冊は電池のチェック</p> 
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

家族の防災意識を高めるため、家庭で防災会議を開きましょう。定期的な話し合いの積み重ねで、いざというときに適切な行動がとれるようになります。

家族単位だけでなく、地域の合同会議がもてれば一層心強いです。

また、いざというときに一人ひとりがバラバラの行動をとっていたのでは、せっかくの活動も十分な力を発揮することはできません。自分たちの住む地域は自分たちで守るという自主防災の気持ちが大切です。



被害を最小限に食い止めるため、地域で防災訓練を計画し、実施しましょう。災害時要援護者自身の防災能力を高めるために、防災訓練に積極的に参加してもらいましょう。



(2) めざす方向

新たな危機やあらゆる災害から市民を守るため、危機管理体制・防災体制を充実するとともに、「自助」「共助」「公助」が有機的に機能する災害に強いまちをめざします。

(3) 施策の主な内容

- ① **市民の災害対応力の向上** 
- ・ 防災リーダーや防災指導員など、地域の防災活動の中核を担う人材の養成、配置を推進します。
 - ・ 防災コーディネーター¹による、自主防災会の結成、育成支援を強化します。
 - ・ 災害時要援護者支援制度の普及に努め、支援体制を確立します。
 - ・ 鳥取市防災マップの作成と全戸配布を実施するとともに、市民自らが地域の危険箇所等を確認しながら作成する地区防災マップの作成を支援します。
- ② **防災設備の計画的配備、更新**
- ・ 防災無線のデジタル化に対応するため整備方法について検討を進めます。
 - ・ 消火栓、防火水槽の整備を計画的に推進し、消防力の充実強化を図ります。
 - ・ 消防ポンプ車及びポンプ車格納庫を整備し、地域防災力の充実強化を図ります。
- ③ **業務継続計画（BCP）策定事業等危機管理体制の強化**
- ・ 災害発生時に優先的業務を定めるとともに、他の自治体をはじめ、流通業者、福祉施設、建設業者等多角的な災害時応援協定に基づく、災害時の応援体制を強化します。
- ④ **災害に強いまちづくりの推進** 
- ・ 災害時の物資・要員輸送のための緊急輸送路の整備を進め、災害に強い道路ネットワークを構築します。
 - ・ 災害危険区域内や被害発生区域内における浸水対策・土砂災害対策を進めます。
 - ・ 震災による被害を最小限にとどめ、震災から市民の生命・財産を保護し、生活環境の保全に資するため、耐震化に関する市民啓発活動、住宅・建築物の計画的な耐震化を促進します。
 - ・ 住宅、民間特定建築物、市有建築物の耐震診断・改修を行います。
- ⑤ **国民保護計画²の推進**
- ・ 国民保護計画への理解、国民保護体制の整備と国民保護訓練（避難訓練）を実施します。
- ⑥ **庁舎耐震化の推進**
- ・ 災害時における防災拠点としての安全性を確保するため、市庁舎整備を進めます。

(4) 成果目標

指標名	基準値	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
自主防災会組織率	93.4% (平成22年4月時点)	95.6%	96.6%	97.7%	98.7%	100%

(指標の説明) 市内自治会数に対する自主防災会組織数の割合。

指標名	基準値	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
全地区への防災リーダー、 防災指導員の配置	13人 (平成22年9月時点)	29人	38人	46人	54人	62人

(指標の説明) 防災指導員の配置人数。

指標名	基準値	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
住宅、民間特定建築物の耐 震化率	74.9% (平成20年3月時点)	81%	83%	85%	87%	90%

(指標の説明) 耐震性基準を満たした住宅や民間特定建築物（病院、百貨店、ホテルなど多くの人が利用する一定規模以上の建築物）の割合。

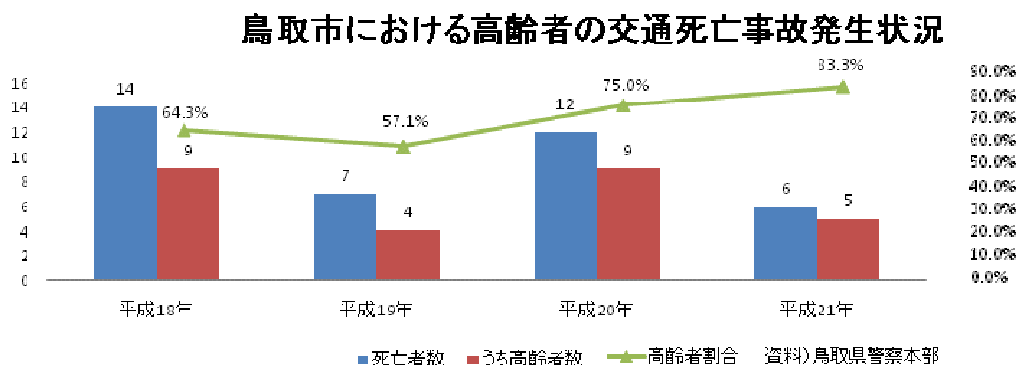
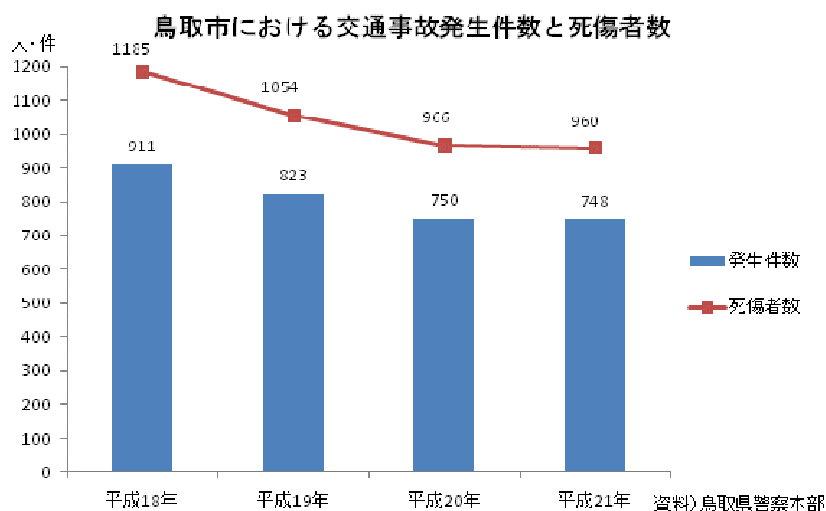
¹防災コーディネーター：自主防災会の活動支援、防災リーダーや防災指導員の育成を行うため、平成19年4月から市危機管理課に設置。

²国民保護計画：外国から武力攻撃を受けた場合の国民の避難、救援、必要な物資の備蓄などについて各自治体がつくる計画。国民保護法に基づく。

施策2 防犯・交通安全対策の充実

(1) 現状と課題

- 近年、犯罪件数は、おおむね減少傾向にあります。凶悪犯罪は後を絶たず、犯罪の抑止には社会の規範意識のさらなる向上が求められています。
- 犯罪に対する啓発、防犯設備の設置など、防犯体制整備等の一層の推進が必要です。
- 本市は、「交通安全都市宣言（昭和37年）」、「飲酒運転追放都市宣言（昭和47年）」、「暴走族追放都市宣言（昭和56年）」を行い、市民とともに交通安全の取組みを推進してきました。
- 交通事故死亡者数及び交通事故件数は、全体として減少傾向にあります。交通事故死亡者に占める高齢者の割合は上昇しています。
- 引き続き、高齢者の交通安全意識の一層の向上を図るとともに、子どもや障がいのある人も含めた交通弱者を交通事故から守る取組みを進める必要があります。



(2) めざす方向

警察、国、県等関係機関との連携を強化しながら、地域における防犯体制の構築と交通安全活動の推進による、安全・安心なまちをめざします。

(3) 施策の主な内容

① 自主防犯活動団体の支援

- ・ 警察等の関係機関と協力して、防犯意識高揚のための啓発活動や防犯情報の積極的な提供を進め、地域防犯の取組みを促進します。
- ・ 防犯パトロール等を行う自主防犯活動団体を育成、支援します。

② 地域や家庭での交通安全活動の促進

- ・ 鳥取市交通安全計画に基づき、交通安全のための各種施策を推進します。
- ・ 交通安全指導員の育成をはじめ、地域の交通安全活動を促進し、交通安全意識の高揚を図ります。
- ・ 子どもや高齢者などの交通弱者が交通事故の被害に遭うことを防ぐため、地域や家庭、保育園などでの交通安全活動を促進します。

③ 交通安全施設の整備

- ・ 街路灯、防犯灯¹などを整備し、夜間における安全な通行を確保します。
- ・ 交通事故の発生を抑止するため、国、県など道路管理者や警察と連携、協力しながら道路標識やガードレールなどの交通安全施設の計画的な整備を行います。

鳥取市における犯罪発生件数（認知件数）



(4) 成果目標

指標名	基準値	平成23年	24年	25年	26年	27年
犯罪件数	2,184件	2,100件	2,100件	2,100件	2,100件	2,100件

(指標の説明) 市内の刑法犯認知件数。基準値は、平成17年から21年の平均件数。

指標名	基準値	平成23年	24年	25年	26年	27年
交通事故発生件数	748件 (平成21年)	732件	724件	716件	708件	700件

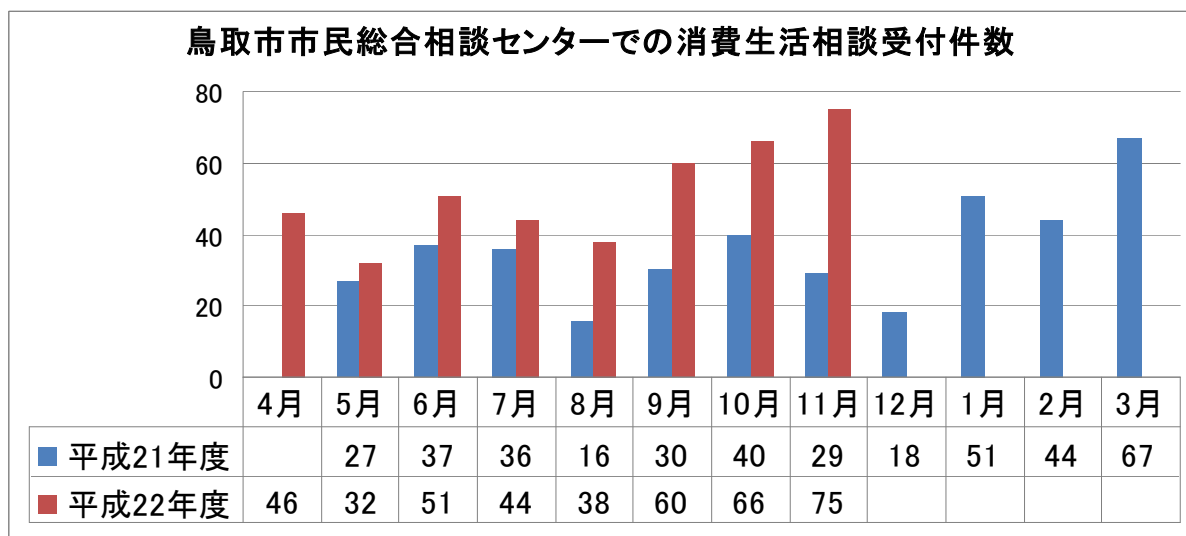
(指標の説明) 市内で発生した交通事故件数。

¹防犯灯：夜間不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障がある場所や防犯上不安のある場所に町内会等の申請に基づき市が設置する電灯のこと。設置後は町内会等が維持管理を行う。

施策3 安全な消費生活の確保

(1) 現状と課題

- 社会生活の複雑化や消費取引の多様化に伴い、食品表示偽装、悪質な訪問販売、多重債務¹など、さまざまな消費者トラブルが発生しています。
- 消費者はあふれる情報から食品をはじめとする商品についての正確な情報を得ることが難しくなりつつあり、市民の消費生活や食の安全が脅かされています。
- 市民の消費生活における被害の実態を適正に把握し、被害の未然防止、拡大阻止などにより、その安全を確保することが重要です。
- 本市では、消費生活相談機能を拡充するため、平成21年5月に「市民総合相談センター」を開設し、増加する消費生活相談に対応するなど、市民が安全で安心な消費生活を送れるよう取組みを進めています。
- 国、県、消費者団体など関係機関とのさらなる連携を図り、市民が身近にいつでも消費生活に関する相談ができる体制を整備するとともに、被害等を防止するための情報提供、啓発活動の一層の充実が必要となります。



資料：鳥取市

(2) めざす方向

市民の消費生活における被害相談や情報収集などの体制を充実し、市民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現をめざします。

¹多重債務：すでにある借金の返済に充てるために、他の金融業者から借り入れる行為を繰り返し、利息の支払いもかさんで借金が雪だるま式に増え続ける状態。

(3) 施策の主な内容

① 消費生活相談体制の充実

- ・ 消費者問題に関する専門的知識を有する専任の消費生活相談員を市民に市民総合相談センターに配置し、市民に身近な相談窓口として体制を充実します。
- ・ 国、県、警察、消費者団体などの関係機関との情報伝達などの迅速化、市民のニーズへの適切な対応など、連携強化を図ります。
- ・ 地域、福祉団体、事業者等と連携して、高齢者や障がいのある人を消費者被害等から守るための「見守りネットワーク」を構築し、被害等の未然防止と早期発見、解決をめざします。

② 安全な消費行動に対する支援強化

- ・ 市民の消費生活に関する知識の普及と情報提供などを行う出前講座や講演会等の啓発事業を実施します。
- ・ ホームページや市報などを通じて、日常生活に関わりの深い製品の事故情報や食品の安全情報、その取引情報などを積極的に提供します。
- ・ 市民の消費生活における等の発生を防止するため、消費者・事業者・行政機関等から、悪質な訪問販売などの被害情報等を集約し、必要な情報を迅速に市民等へ提供する体制を整備します。



(4) 成果目標

指標名	基準値	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
啓発事業の延べ開催回数	24回	24回	24回	24回	24回	24回

(指標の説明) 消費者啓発出前講座などの消費生活に関する啓発事業の開催回数。基準値は、平成22年度目標値。

指標名	基準値	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
啓発事業に対する市民満足度	60%	60%	65%	70%	75%	80%

(指標の説明) 消費生活に関する啓発事業に参加した市民の満足度。基準値は、平成22年度目標値。